

# 平成22年度において 講じようとする中小企業施策

*2010 White Paper on Small and Medium Enterprises in Japan*

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、  
また、今後変更される場合もあることに注意されたい。

# 平成22年度において 講じようとする中小企業施策

<b>第1章</b>	<b>中小企業を守る</b> ……………	244
	第1節 資金繰り対策……………	244
	第2節 下請中小企業対策……………	245
	第3節 経営安定対策……………	246
<b>第2章</b>	<b>雇用を守る</b> ……………	247
	第1節 人材・雇用対策……………	247
<b>第3章</b>	<b>仕事を創る</b> ……………	248
	第1節 技術開発の促進……………	248
	第2節 官公需対策……………	249
<b>第4章</b>	<b>魅力を磨き国内外に発信</b> ……………	249
	第1節 新事業活動の促進……………	249
	第2節 海外への市場開拓支援……………	251
<b>第5章</b>	<b>暮らし・地域に潤いを与える</b> ……………	252
	第1節 商店街・中心市街地活性化対策……………	252
<b>第6章</b>	<b>中小企業の再生・チャレンジを支援する</b> ……………	253
	第1節 事業再生支援……………	253
	第2節 事業承継の円滑化……………	253
	第3節 創業・ベンチャー支援……………	254
<b>第7章</b>	<b>経営支援体制の充実を図る</b> ……………	255
	第1節 相談体制の充実……………	255
	第2節 組織連携化対策……………	255
<b>第8章</b>	<b>特定の業種における中小企業を支援する</b> ……………	255
	第1節 中小農林水産関連企業対策……………	255
	第2節 中小運輸業対策……………	256
	第3節 中小建設・不動産業対策……………	257
	第4節 生活衛生関係営業対策……………	257
	第5節 サービス産業対策……………	257
<b>第9章</b>	<b>様々な観点から中小企業を支援する</b> ……………	258
	第1節 財務基盤の強化……………	258
	第2節 低炭素化の促進……………	259
	第3節 IT化の促進……………	259
	第4節 知的財産対策……………	260
	第5節 人権啓発の推進……………	261
	第6節 調査・広報の推進……………	261

# 平成22年度において講じようとする中小企業施策

2010 White Paper on Small and Medium Enterprises in Japan

## 第1章

## 中小企業を守る

### ■ 第1節 資金繰り対策

我が国の景況は持ち直しているものの、中小企業を取り巻く経済状況は依然として厳しい状況が続いている。こうした中で、一社でも倒産を防ぎ、中小企業の事業継続・雇用を守れるよう、資金繰り対策に万全を期す。

景気対応緊急保証やセーフティネット貸付などのセーフティネット金融を着実に実施することで、資金繰りに困難を来す中小企業に対する支援を行っていく。

また、経済情勢の変化に対応して、中小企業の新たな資金ニーズを的確に捉えるとともに、個々の中小企業の事業実態や信用リスク等を適切に判断し、保証・融資を推進する。さらに、金融庁と連携し、民間金融機関等における中小企業金融の円滑化を促す。

#### ● 具体的施策 ●

##### 1. 景気対応緊急保証の推進

景気対応緊急保証を着実に実施する。(継続) (p.203参照)

##### 2. セーフティネット金融の推進

セーフティネット貸付を着実に実施する。(継続) (p.203参照)

##### 3. 貸付条件の変更等の推進

信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）及び株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）は、貸付条件の変更等に対する柔軟な対応を継続する。中小企業者等の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「中小企業金融円滑化法」という）、条件変更対応保証制度も2010年度末まで継続を予定している。(継続) (p.203参照)

##### 4. 流動資産担保融資保証制度の推進

信用保証協会は、中小企業の在庫や売掛債権を担保として活用する流動資産担保融資保証制度を引き続き推進する。(継続) (p.203参照)

##### 5. 劣後ローン貸付の推進【2010年度予算：240.0億円】

創業や企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関からの資金調達の円滑化を図るため、劣後ローンによる貸付を実施する。(継続) (p.203参照)

## 6. デフレに伴う実質金利高への対応策の実施

危機対応業務の指定金融機関及び日本公庫の貸出金利を2年間0.5%引き下げ、設備投資等の下支えを図る。10月以降の本措置の継続については、消費者物価指数を確認し、8月末に主務大臣が判断する。(継続) (p.204参照)

## 7. マル経融資【財政投融资】

2009年度に行った貸付限度額の引上げなどの拡充事項について、2010年度末まで延長する。(継続) (p.204参照)

## 8. 小規模企業設備資金導入制度（設備資金貸付・設備貸与）【財政融資】(継続) (p.204参照)

## 9. 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進

中小企業から金融機関へ譲渡した輸出代金債権に係る保険事故後の回収義務（保険事故が発生し、保険金を受け取った後も、金銭の回収に努める義務）等の被保険者義務を（独）日本貿易保険が一部免除することなどにより、中小企業に対する融資を促進する。(新規)

## 10. 沖縄の中小企業対策【財政投融资】(継続) (p.204参照)

### ■ 第2節 下請中小企業対策

景気悪化のしわ寄せが親企業に比べて弱い立場にある下請中小企業に偏ることがないように、適正な取引を推進する必要がある。このため、不公正な下請取引を取り締まるとともに、法律違反を未然に防止することで下請中小企業を守っていく必要がある。

このため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という）の厳格な法運用に努めていく。

また、新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対しての受発注情報の提供、商談会開催を通じた販路開拓支援等の事業を行い、下請中小企業の振興を図る。

#### ● 具体的施策 ●

### 1. 下請代金法の運用強化

下請代金法に基づく書面調査や立入検査を実施する。2010年度は経済産業省の下請代金検査官定員を66名から84名に増員し、検査体制を強化する。(継続) (p.205参照)

### 2. 相談体制の強化と下請取引適正化に関する普及啓発【2010年度予算：7.1億円の内数】

全国に設置した下請かけこみ寺において、相談対応及びガイドライン説明を実施する。また、親事業者の資材調達担当者や大企業等の経営者層を対象に講習会等も開く。(継続) (p.206参照)

### 3. 下請中小企業の振興

下請の中小企業の振興を図るため、以下の事業を実施する。

(1) 取引あっせん、商談会による販路開拓支援【2010年度予算：0.6億円】(継続) (p.206参照)

(2) 下請中小企業への配慮要請等【2010年度予算：7.1億円の内数】(継続) (p.206 参照)

### ■ 第3節 経営安定対策

金融危機に伴う実体経済の悪化により、中小企業が置かれている経営環境は依然として厳しい。このような状況の中で、中小企業の経営者が安心して経営できるようなセーフティネットを強化するため、小規模企業共済法と中小企業倒産防止共済法の改正法案を、ともに2010年2月16日に閣議決定し、第174回国会に提出した。

小規模企業共済制度においては、小規模企業者の7割を占める個人事業主の数が減少していることから、個人事業主が安心して事業に専念できるように、法改正により、現行までは個人事業主1人しか加入できなかったところを、その配偶者や後継者を始めとする共同経営者にまで加入対象を拡大する。

倒産防止共済制度については、近年、倒産件数が高水準で推移する中、取引先企業の倒産によって回収困難となる売掛金債権が高額化していることから、中小企業が安心して経営できるように、法改正により、共済金の貸付限度額の引上げなどを行う。

また、経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に設置されている経営安定特別相談室による相談事業が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会を通じて支援するとともに、災害等の緊急時に事業の中断を最短にとどめ早期に事業復旧を図るため、BCPの普及やBCPに基づく防災施設整備に対する低利融資を実施する。

#### ● 具体的施策 ●

##### 1. 小規模企業共済法の改正

個人事業主と一体となって経営に参加している「共同経営者」にまで加入対象者を拡大する。

##### 2. 中小企業倒産防止共済法の改正

①共済金を貸し付ける限度額について、中小企業の資金需要に迅速に対応できるように、法定事項から政令事項に改めた上で、貸付限度額を引き上げる（貸付限度額の引上げ）。また、②共済契約者に対して共済金を貸し付ける事由について、これまでの法的整理手続きや銀行取引停止処分に加えて、弁護士等が関与する私的整理の一部を追加する（貸付事由の追加）。加えて、③貸付けを受けた共済金を早期に完済した契約者に対して、早期償還手当金を支給する制度を創設する（早期償還手当金制度の創設）。

##### 3. 経営安定特別相談事業【2010年度予算：0.4億円】(継続) (p.208 参照)

##### 4. 中小企業BCP普及の促進 (継続) (p.208 参照)

## 第2章

## 雇用を守る

## 第2章

### ■ 第1節 人材・雇用対策

優れた人材と採用意欲のある中小企業とを橋渡しする事業や、中小企業の従業員のスキルアップや即戦力人材を育成するための実践型の研修事業を実施する。特に、今春の新卒者5,000人を対象とした職場実習（いわゆるインターンシップ）を中小企業で実施する新卒者就職応援プロジェクトについては、受入中小企業と実習生とのマッチングにより職場実習を実施する。

その他、景気の変動その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業の予防や雇用の安定を図るため、休業等又は出向を行うことにより労働者の雇用維持を図る事業主に対して、雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）を支給する。

#### ● 具体的施策 ●

#### 1. 人材対策事業【2008年度第一次補正予算及び2009年度第二次補正予算：150.0億円の内数】

2009年度第二次補正予算と既存予算の見直し分とを併せた108億円の事業規模で新卒者就職応援プロジェクトを実施する。同事業において、5,000人の新卒者を対象として、中小企業における原則6か月の職場実習を行う。（継続）（p.209参照）

#### 2. 中小企業ものづくり人材育成事業【2010年度予算：0.9億円】（継続）（p.210参照）

#### 3. 労働者の雇用維持対策【2010年度予算：7,257億円】（継続）（p.210参照）

#### 4. 中小企業の活力を活かした新たな雇用機会の創出支援【2010年度予算：41.9億円】

中小企業が創業・異業種進出や生産性の向上に伴い労働者を雇い入れた場合の他、中小企業の団体が雇用管理の改善の取組を行った場合についての助成等を行うことにより、雇用機会の創出の担い手である中小企業における人材の確保、魅力ある職場作り等を支援する。（継続）（p.210参照）

#### 5. 地域再生中小企業創業助成金【2010年度予算：7.6億円】（継続）（p.210参照）

#### 6. キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業 【2010年度予算：1.1億円】（継続）（p.210参照）

#### 7. 中小企業大学校における人材育成事業【交付金】（継続）（p.210参照）

#### 8. 中小企業等の次世代の先端技術人材の育成・雇用支援事業【2010年度予算：3.7億円】

地域で必要とされる研究人材等の育成・就業支援の仕組みを定着させ、研究人材等の地域研究開発型中小企業等への就業を促すことにより、地域経済の活性化を促進する取組を支援する。（新規）

9. ジョブカフェ事業【2010年度予算：5.0億円】(継続) (p.211 参照)

10. 人材投資促進税制【税制】(継続) (p.211 参照)

## 第3章

## 仕事を創る

### ■ 第1節 技術開発の促進

我が国製造業の国際競争力の強化及び新事業創出のため、中小企業の有する優れたものづくり基盤技術の高度化を図ることが重要である。このため、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(以下「中小企業ものづくり高度化法」という)による経済産業大臣認定を受けた研究開発の支援について、中小企業の研究開発から試作段階まで含む取組を支援できるよう、制度を拡充するとともに予算を大幅に拡充する。これらを通じて、中小企業自らが新たな技術課題に挑戦し、自ら新たな需要を切り開くための支援を行う。

#### ● 具体的施策 ●

1. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援 (継続) (p.211 参照)

2. 戦略的基盤技術高度化支援事業【2010年度予算：150.1億円】

従来の研究開発を中心とした事業から、事業化まで視野に入れ、試作段階までを対象とすることを明確化する。また、ものづくり中小企業が、新たな事業者や取引先等と連携することで、将来作る製品がより付加価値の高く応用範囲の広いものとなるよう、幅広い関係者が連携した取組を積極的に支援する。(継続) (p.211 参照)

3. 中小企業技術革新制度(SBIR)に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標等の方針の作成などにより、中小企業等への支出の機会の増大を図る。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力をPRするデータベースや日本公庫の特別貸付制度などの事業化支援措置を中小企業者などに周知し、利用促進を図るとともに、段階的競争選抜方式による研究開発事業を着実に実施する。(継続) (p.212 参照)

4. 川上・川下ネットワーク構築支援事業【2010年度予算：1.9億円】(継続) (p.212 参照)

5. 地域イノベーション創出研究開発事業【2010年度予算：34.4億円】(継続) (p.213 参照)

6. イノベーション実用化助成事業【2010年度予算：54.6億円の内数】

2010年度においては、新たに、大学等の産学連携向け「大学発事業創出実用化研究開発事業」を統合。(継続) (p.213 参照)

**7. 新製品・新技術の試作開発や販路開拓等に取り組む中小企業への低利融資【財政投融资】**

中小ものづくり高度化法に規定する特定ものづくり基盤的技術を活用し、新製品・新技術の試作開発及び当該試作開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者に対し、事業計画の審査により日本公庫が低利融資を行う。(新規)

**8. 中小企業システム基盤開発環境整備事業【2010年度予算：7.3億円】**

中小企業でも信頼性・生産性の高いシステム開発を行えるような開発手法を標準化するとともに、非競争領域における信頼性の高い組込システムの技術開発等を行う。本事業により、組込みシステムの信頼性向上に加え、成果物を国際標準として提案することにより、中小企業の多い我が国の組込システム関連産業の国際競争力強化を目指す。(新規)

**9. 中小企業等の研究開発力向上及び実用化推進のための支援事業【2010年度予算：9.0億円】**

中小企業等が有する先端的・独創的な技術の実用化を促進するため、中小企業等と大学・公的研究機関等が新技術の実証・評価等の実用化に向けた研究プロジェクトを支援する。(新規)

**10. 研究開発促進税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】**

中小企業の研究開発を促進するため、中小企業者が行う研究開発について、試験研究費の総額の12%相当額を法人税額の30%を上限に税額控除できる措置等を引き続き実施するほか、研究開発費を増加させる企業や売上高に対する研究開発比率の高い企業に対して、法人税額の10%を上限（上記の上限とは別枠）に税額控除できる制度を2012年3月31日まで2年延長する。(継続) (p.213参照)

**■ 第2節 官公需対策**

官公需にかかる中小企業者の受注機会の増大を図るため、「中小企業者に関する国等の契約の方針」を定めるとともに、地方公共団体に対する要請、説明会の開催等を通じて施策の周知徹底をはかる。

**● 具体的施策 ●**

1. 「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定及び周知徹底（継続）(p.214参照)
2. 中小企業者の受注機会の増大のための「官公需情報ポータルサイト」  
【2010年度予算：0.4億円】（継続）(p.214参照)

**第4章****魅力を磨き国内外に発信****■ 第1節 新事業活動の促進**

今後も、新たなイノベーションを生み出し得る中小企業の新たな事業創出を図っていくため、農商工連携等の枠組みを活用して、中小企業による創意工夫を凝らした新商品・新サービスの開発等の取組を

積極的に支援していくとともに、国際的な競争にも対応できる商品開発を行う事業を数多く創出していくよう取り組む。

また当該事業により生み出された魅力ある新商品等の販路開拓を支援するため、テスト販売を行うことによる商品の更なる品質向上を図るとともに、見本市への出展支援を全国規模で積極的に実施するなど、引き続き、中小企業の販路開拓を支援していく。

## ● 具体的施策 ●

### 1. 新連携対策事業【2010年度予算：42.5億円の内数】(継続) (p.215参照)

### 2. 地域資源活用新事業展開支援事業【2010年度予算：42.5億円の内数】(継続) (p.215参照)

### 3. 農工商等連携対策支援事業【2010年度予算：42.5億円の内数】(継続) (p.215参照)

### 4. 新事業創出支援事業【交付金】

中小機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下「地域資源活用促進法」という）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「農工商等連携促進法」という）、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」という）の三法支援の枠組みにより、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行う。(新規)

### 5. 小規模事業者新事業全国展開支援事業【2010年度予算：24.4億円】

2010年度においては、新たに、全国の商工会・商工会議所等が地域の事業者と一丸となり、地域の様々な魅力（特産品、自然、文化、歴史等）を束ねて一定期間に集中的に行う集客型の事業に対して、広報冊子の作成やバイヤー招聘などの経費を助成する。(継続) (p.216参照)

### 6. 地域産品販路開拓機会提供支援事業【2010年度予算：1.2億円】

展示・商談会の開催や、百貨店等における販売スペースの設置を通じて、「バイヤーとの商談機会の提供」、「消費者への商品紹介の機会拡大」、「百貨店等における一般的な商流を中小企業者が体験することによるノウハウ蓄積」を実現する。商品の更なる販路開拓を促進するとともに、中小企業者自身が自力で販路拡大を実施できる能力の獲得等を支援する。(新規)

### 7. 地域競争力強化事業【2010年度予算：13.9億円】

地域の強み等を活かした新たな成長産業群創出を促進するため、事業者マッチングや試行的取組等の事業を実施する。(新規)

### 8. 各種展示会・商談会等による販路開拓支援 (継続) (p.217参照)

### 9. 農工商連携等人材育成事業【交付金】

2010年度においては、新たに、商品開発・課題解決のためのワークショップや事業計画・資金計画

の作成等、ロールプレイングを重視した研修を実施する。(継続) (p.217参照)

10. 販路開拓コーディネート事業 (継続) (p.218参照)

11. 地域の企業立地の促進【2010年度予算：37.7億円】(継続) (p.218参照)

12. 地域集客・交流産業活性化支援事業【2010年度予算：2.0億円】

地域の産業や工場、商店街、異業種の事業者等の連携による、集客・交流プログラムの策定や、地域の集客力向上のための生産性向上に資する取組等、高付加価値で集客力のある集客・交流サービスの実現のための環境整備の取組を支援する。(新規)

13. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【2010年度予算：10.2億円】(継続) (p.219参照)

## ■ 第2節 海外への市場開拓支援

将来的な少子高齢化に伴う国内市場の縮小に加え、アジアを始め、成長する海外市場への進出や販路拡大などに取り組む中小企業に対して、情報・人材・資金調達面での海外展開支援の推進及び進出後の円滑なビジネス遂行のための事業環境整備に向け、(独)日本貿易振興機構(以下、「ジェトロ」という)、中小機構など関係支援機関と総力を挙げて支援していく。

### ● 具体的施策 ●

1. APEC 中小企業大臣会合の開催【2010年度予算：3.5億円】

21か国・地域のアジア太平洋地域の中小企業政策担当大臣による会議を、本年は我が国が議長となり岐阜県で開催する。同時期に開催する中小企業作業部会や各種セミナーの成果を踏まえながら、我が国が議長として議論を主導し、我が国の中小企業の発展にも大きく貢献する形で中小企業の成長戦略をとりまとめる。(新規)

2. JAPAN ブランド戦略展開支援事業【2010年度予算：18.0億円】(継続) (p.219参照)

3. ジェトロによる中小企業の海外展開支援【2010年度予算：23.0億円】(継続) (p.219参照)

4. 中小機構による中小企業の海外展開支援【2010年度予算：1.2億円】(継続) (p.220参照)

5. 日本商工会議所による中小企業の海外展開支援【2010年度予算：0.5億円】(継続) (p.220参照)

6. 海外情報提供事業【2010年度予算：0.7億円】(継続) (p.220参照)

7. 中小企業国際展開等円滑化推進事業【2010年度予算：1.8億円】(継続) (p.220参照)

## 8. 海外展開資金【財政投融资】

中小企業が海外展開に必要な長期資金を調達できるよう、日本公庫が融資。2009年度の貸付対象・条件の見直しに加え、2010年度からは貸付限度を2.5億円から7.2億円に拡大する。(継続) (p.220参照)

## 9. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置 (継続) (p.220参照)

## 10. 安全保障貿易自主管理促進事業委託事業【2010年度予算：1.1億円】

外国為替及び外国貿易法が求める安全保障上懸念のある貨物の輸出や技術の提供についての管理の実効性向上のため、専門家派遣、セミナー、調査研究を通じ、大量破壊兵器等の開発等に転用可能な製品・技術を有する中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援する。(新規)

# 第5章

## 暮らし・地域に潤いを与える

### ■ 第1節 商店街・中心市街地活性化対策

小売業を巡る事業環境が厳しさを増している一方、少子高齢化が進み地域コミュニティの機能低下が懸念されている、地域住民からは、商店街が地域に根ざした存在として、地域コミュニティを維持・発展させる役割を担うことへの期待が高まっている。2009年7月に成立した商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(以下「地域商店街活性化法」という)を柱に、「地域コミュニティの担い手」としての機能を発揮することにより活性化を図ろうとする商店街の意欲ある取組を、各種の支援策により積極的に支援を行う。

また、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法に基づき「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」に一体的に取り組む地域において、民間事業者、商業者等が地域と連携を図りながら実施する商業活性化事業に対して支援を行う。

#### ● 具体的施策 ●

#### 1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援 (継続) (p.221参照)

#### 2. 中小商業活力向上事業【2010年度予算：31.8億円】(継続) (p.221参照)

#### 3. 全国商店街支援センターによる人材育成等 (継続) (p.222参照)

#### 4. 商店街振興組合の活動支援事業【2010年度予算：2.2億円】(継続) (p.222参照)

2010年度においては、新たに、全国の商店街振興組合が実施するイベント等のコミュニティ事業を支援する。

#### 5. 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金【2010年度予算：33.1億円】(継続) (p.222参照)

6. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【交付金】(継続) (p.222参照)
7. 商業活性化及び中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業【交付金】(継続) (p.222参照)
8. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【交付金】(継続) (p.222参照)
9. 中小企業等基盤強化税制【税制】(継続) (p.222参照)
10. 土地等譲渡所得の特別控除【税制】(継続) (p.222参照)

## 第6章

## 中小企業の再生・チャレンジを支援する

### ■ 第1節 事業再生支援

地域中小企業の再生のため、中小企業再生支援協議会を通じた中小企業の事業再生を引き続き強化していく。再生支援協議会においては、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業に対して、常駐専門家と中小企業診断士、公認会計士、弁護士等の外部専門家とで編成される支援チームにより、財務面・事業面についての調査（デューデリジェンス）等を行い、再生計画策定と金融機関との調整を支援していく。

また、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法において創設した中小企業承継事業再生計画についても引き続き事業再生ツールの一つとして推進する。

#### ● 具体的施策 ●

1. 中小企業再生支援協議会 (継続) (p.223参照)
2. 中小企業承継事業再生計画 (第二会社方式)【2010年度予算：50.1億円】(継続) (p.224参照)
3. 中小企業再生ファンド (継続) (p.224参照)

### ■ 第2節 事業承継の円滑化

地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という）に基づく支援（民法特例、金融支援、税制措置）及び事業承継制度の普及啓発等による中小企業の事業承継の総合的な支援を、引き続き実施する。

## ● 具体的施策 ●

1. 経営承継円滑化法による総合的支援（継続）（p.225参照）
2. 事業承継円滑化支援事業【交付金】（継続）（p.225参照）
3. 事業継続ファンド（継続）（p.225参照）
4. 事業承継融資【財政投融資】（継続）（p.225参照）

## 5. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）【税制】

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化を図る等の所要の見直しを行う。（継続）（p.225参照）

## ■ 第3節 創業・ベンチャー支援

経営革新・創業活動の支援やそのための事業環境の整備を行うことで、中小企業の新たな価値を生み出し、多様で活力ある中小企業の成長発展を促す。こうした観点から、創業者向けの創業塾や新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に経営戦略の知識・ノウハウの体得を支援する経営革新塾を行う創業人材育成事業を実施する。

## ● 具体的施策 ●

1. 創業塾・経営革新塾【2010年度予算：11.0億円】（継続）（p.226参照）
2. 販路ナビゲーター創出支援事業【交付金】（継続）（p.226参照）
3. 女性、若者／シニア起業家支援資金【財政投融資】（継続）（p.226参照）
4. 新創業融資制度【財政投融資】（継続）（p.226参照）
5. がんばれ！中小企業ファンド（継続）（p.226参照）
6. ベンチャーファンド（継続）（p.226参照）
7. ベンチャーフェア【交付金】（継続）（p.227参照）
8. エンジェル税制【税制】（継続）（p.227参照）

## 第7章

## 経営支援体制の充実を図る

## 第8章

## ■ 第1節 相談体制の充実

中小企業者の日常的な経営支援に取り組む中小企業支援機関等の経営支援機能を補完・強化するため、中小企業応援センターを全国84カ所に設置し、中小企業の相談体制を構築する。

## ● 具体的施策 ●

## 中小企業経営支援体制連携強化事業（中小企業応援センター）【2010年度予算：40.2億円】

中小企業の日常的な経営支援に取り組む中小企業団体や金融機関、公認会計士等の支援機関等の経営支援機能を補完・強化するため、その後方支援機関として、中小企業応援センターを全国84カ所に設置し、支援機関等に対する農商工連携・経営革新等をテーマとした専門家派遣や、セミナーの開催や窓口相談等を実施する。（新規）

## ■ 第2節 組織連携化対策

中小企業組合における事業運営が健全かつ活発化するよう、組合設立指導等を行うとともに、昨年を引き続き、中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業者団体中央会を通じて外国人研修・技能実習制度円滑化対策事業を実施する。

## ● 具体的施策 ●

1. 中小企業連携組織のための支援【2010年度予算：11.0億円】（継続）（p.228参照）
2. 外国人研修・技能実習制度適正化指導事業【2010年度予算：0.3億円】（継続）（p.228参照）
3. 高度化融資による設備資金の支援（継続）（p.228参照）

## 第8章

## 特定の業種における中小企業を支援する

## ■ 第1節 中小農林水産関連企業対策

## ● 具体的施策 ●

## 1. 中小農林水産関連企業の近代化

- (1) 木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業【2010年度予算：4.0億円】（継続）（p.228参照）
- (2) 競争的資金等により、以下の事業を実施する。
  - ①イノベーション創出基礎的研究推進事業【2010年度予算：59.9億円】（継続）（p.229参照）
  - ②新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業【2010年度予算：61.8億円】（継続）（p.229参照）

③民間実用化研究促進事業【2010年度予算：17.0億円】

バイオマスの利活用など農山漁村の6次産業化を推進するため、民間における実用化段階の技術開発及び実証試験への支援を行う。(継続)(p.229参照)

(3) 食品産業品質管理向上推進事業【2010年度予算：1.9億円】

食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP手法の導入の加速化、及びHACCP手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための取組を支援する。(新規)

(4) 水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業【2010年度予算：1.0億円】(継続)(p.229参照)

(5) 農商工等連携支援【2010年度予算：7.7億円】

農商工連携の一層の推進のため、専門的なアドバイスを行うコーディネーターの活動、様々な異業種とも連携した新商品開発や販路拡大等の取組に対して支援を行う。(新規)

(6) 農商工等連携促進施設整備支援【2010年度予算：7.8億円】

農商工連携の本格的な事業化を促進するため、農林漁業者と食品事業者が安定的な取引関係を確立して行う食品の加工・販売施設や農林漁業用機械施設の整備等の支援を行う。(新規)

(7) 日本公庫による各種融資【財政投融资】(継続)(p.229参照)

(8) 新事業創出人材育成事業【2010年度予算：0.6億円】

農林水産業及び農山漁村に由来する「資源」の画期的な活用方法の創出など、農林水産分野における新事業の創出に全国各地で携わる人材を育成するため、大学等における寄付講座等に向けた人材育成プログラムの開発等を実施する。(新規)

## 2. 食料、木材の流通の合理化

(1) 食品産業表示推進支援事業【2010年度予算：0.1億円】

原産地表示のためのガイドラインにより自主的に原料原産地表示を進めようとする食品産業界の事業者に対し、ガイドラインに基づく原産地表示が促進されるよう普及を推進する。(新規)

(2) 森林・林業・木材産業づくり交付金による木材産業の体制整備への支援【交付金】(継続)(p.229参照)

(3) 食品流通構造改善事業【財政投融资】

(4) 乳業再編整備等対策事業(継続)(p.230参照)

(5) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金(継続)(p.230参照)

## ■ 第2節 中小運輸業対策

### ● 具体的施策 ●

1. 倉庫業の近代化(継続)(p.230参照)

2. 自動車分解整備事業の支援(継続)(p.230参照)

3. 内航海運・国内旅客船事業対策

(1) 海上交通の低炭素化等総合事業【2010年度予算：1.0億円】

海上交通の低炭素化のための省エネ運航方法等の検討を行うとともに、省エネ化に向けた実証運

航等の取組に対して支援を行う。(新規) (p.230 参照)

(2) 内航海運暫定措置事業 (継続) (p.230 参照)

(3) 船舶共有建造制度を活用した環境にやさしく効率性の高い内航船の建造促進

2010年度においては、283億円規模(建造船価の約8割相当)の共有建造を目指す。(継続) (p.231 参照)

4. 中小造船業・船用工業対策 (継続) (p.231 参照)

### ■ 第3節 中小建設・不動産業対策

#### ● 具体的施策 ●

1. 建設業における人材確保・育成 (継続) (p.231 参照)

2. 建設業における経営力の強化 (継続) (p.231 参照)

3. 建設業における金融の円滑化 (継続) (p.232 参照)

4. 中小不動産業者に対する金融措置 (継続) (p.232 参照)

5. 地域の中小住宅生産者の近代化・活性化【2010年度予算：1.4億円の内数】(継続) (p.232 参照)

6. 不動産流通市場の整備 (継続) (p.232 参照)

### ■ 第4節 生活衛生関係営業対策

#### ● 具体的施策 ●

1. 生活衛生関係営業対策【2010年度予算：3.1億円】

2010年度においては、新たに、生衛業における食品リサイクル対策を推進するため、指針の見直し等を行う食品循環資源再利用推進事業を実施する。(新規)

2. 生活衛生関係営業に対する貸付【財政投融资】(継続) (p.233 参照)

### ■ 第5節 サービス産業対策

世界経済危機の影響が色濃く残る中で、雇用を確保し、賃金水準を上昇させるには生産性向上の取組が喫緊の課題である。2009年度までの3年間でサービス事業者の生産性向上のための各種支援策を実施し、その成果を蓄積した。2010年度は、蓄積した成果を元に、中小企業が容易に活用できるためのツールを開発するとともに、中小企業支援機関等と連携して普及・啓発を実施する。

## ● 具体的施策 ●

### 1. 中小サービス事業者の生産性向上のための業務改善標準フレームワークの策定

#### 【2010年度予算：2.7億円の内数】

これまでに収集した300以上の優秀なサービス事業者の取組や改善事例から中小サービス事業者が生産性向上を実施するための共通項を取り出し、業務改善のための標準フレームワークを作成し、チェックシートとともに中小企業に提供する。また、フレームワークに関連する具体的な改善事例について、ホームページで公開する。(新規)

### 2. 「中小サービス評価診断システム」(仮称)の開発【2010年度予算：2.7億円の内数】

日本版CSI(顧客満足度)指標について顧客の満足度を業種横断的に比較可能な点数で見える化を行うとともに、何が満足度につながっているのか、逆に足りない点は何かを抽出することを可能とする。これまでは大企業によるモデルの開発・実証を行ってきたが、2010年度は中小企業でも容易に活用し、診断できるようにツール化を行い、広く普及・啓発する。(新規)

## 第9章

## 様々な観点から中小企業を支援する

### ■ 第1節 財務基盤の強化

## ● 具体的施策 ●

### 1. 中小企業投資促進税制【税制】

中小企業投資促進税制は、中小企業者の設備投資を促進し、その生産性の向上を図るため、一定の機械装置等を取得した場合に、その基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置である。2010年度税制改正により、その適用期限を2012年3月31日まで2年延長する。(新規)

### 2. 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

少額減価償却資産の特例は、中小企業における事務負担の軽減等を図るため、中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合において全額損金算入(合計年300万円を限度)を認める措置である。2010年度税制改正により、その適用期限を2012年3月31日まで2年延長する。(新規)

### 3. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

法人が支出した交際費は原則損金不算入とされているが、中小法人が支出した交際費等については600万円を上限としてその9割の損金算入が認められている。2010年度税制改正により、その適用期限を2012年3月31日まで2年延長する。(継続)(p.233参照)

### 4. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置(オーナー課税)【税制】

いわゆるオーナー課税制度は、特殊支配同族会社がその業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除相当部分を法人段階において損金不算入とする措置である。2010年度税制改正により、本措置は2010年4月1日以後に終了する事業年度から廃止する。なお、2010年度税制改正大綱において、

給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論していく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を2011年度税制改正で講じることとされている。(新規)

## ■ 第2節 低炭素化の促進

中小企業が地球環境問題への対応や更なる省エネルギーの推進に取り組むことが重用である。

こうした状況を踏まえ、エネルギー消費の増加が続く業務部門を始め、各部門や中小企業における省エネ対策を促進するため、省エネ設備等の導入に対する支援を行う。

### ● 具体的施策 ●

1. 国内クレジット制度【2010年度予算：8.5億円】(継続) (p.234参照)
2. 環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関連)(継続) (p.234参照)
3. 公害防止税制(継続) (p.234参照)
4. 省エネルギー対策導入促進【2010年度予算：9.1億円】(継続) (p.234参照)

## ■ 第3節 IT化の促進

中小企業が競争力を強化するためには、企業経営においてITを利活用することが必要不可欠である。このため、中小企業のIT利活用を促進するための環境整備を行い、生産性向上や経営の高度化を実現する。

具体的には、IT経営の導入等に関する研修事業、中小企業IT経営力大賞等によるベストプラクティスの収集・普及事業、地域のITユーザ・ベンダ間の連携支援、中小ベンダ間の連携促進策、高度な情報セキュリティの確保された質の高いIT投資を促進するための税制措置等を講じる。

### ● 具体的施策 ●

1. 地域イノベーションパートナーシップ/IT経営応援隊【2010年度予算：18.1億円の内数】(継続) (p.235参照)
2. 戦略的情報化機器等整備事業(継続) (p.236参照)
3. 政府系金融機関の情報化投資融資制度(IT活用促進資金)【財政投融資】(継続) (p.235参照)
4. 中小企業情報基盤強化税制【税制】

大企業と比べてIT活用の遅れが顕著な中小企業の生産性の向上を実現し、高度な情報セキュリティの確保された質の高いIT投資を促進するため、一定の要件を備えたIT設備等の投資をした場合に、そ

の投資額の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を認める措置である。セキュリティレベルの高いサーバ用OS及びデータベース管理ソフトウェアなどのIT設備を対象とし、年間投資額を70万円以上とするなど、使い易さに配慮した制度とする。(新規)

## ■ 第4節 知的財産対策

中小企業は大企業と比べ自らの知的財産を保護するための十分なセクションやスタッフを持つことが難しいことから、知的財産制度に関する啓発、知的財産保護のための外部人材の活用等が重要な課題となっている。このことから、中小企業に対する特許料負担の軽減、相談対応や人材派遣等の事業を実施する。

### ● 具体的施策 ●

#### 1. 中小企業の知財に関する「課題解決型相談・コンサルティング」【2010年度予算：8.1億円】

地域の中小企業等支援機関と連携した窓口（47都道府県に開設）を通じて、個々の案件に応じた適切な知的財産の専門家（弁理士、企業知財部OB等）を派遣し、具体的な解決策をアドバイスするとともに、無料相談会の開催、中小企業向けの知的財産に関する支援策の紹介、特許等出願手続（電子出願を含む）に関する支援を実施する。(新規)

#### 2. 特許流通促進事業【2010年度予算：24.0億円】(継続) (p.236参照)

#### 3. 中小企業等特許先行技術調査支援事業【2010年度予算：5.3億円】(継続) (p.236参照)

#### 4. 特許出願技術動向調査【2010年度予算：6.2億円】

研究開発戦略や知的財産戦略構築を支援するために、我が国が推進すべきと定められた8分野を中心に選定した技術テーマについて、特許出願動向等の調査結果を、特許庁ホームページ等を通じて情報発信を行う。(継続) (p.236参照)

#### 5. 地域中小企業知的財産戦略支援事業【2010年度予算：1.7億円】(継続) (p.236参照)

#### 6. 知的財産権制度、産業財産権制度に関する普及(知的財産権制度説明会) 【2010年度予算：0.9億円】(継続) (p.236参照)

#### 7. 中小企業知的財産権保護対策事業【2010年度予算：0.3億円】(継続) (p.237参照)

#### 8. 特許戦略ポータルサイト【2010年度予算：0.2億円】(継続) (p.237参照)

#### 9. 研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減(継続) (p.237参照)

#### 10. 審査請求料の納付繰延(継続) (p.237参照)

## 11. 早期審査・早期審理制度（継続）（p.237 参照）

## ■ 第5節 人権啓発の推進

## ● 具体的施策 ●

人権啓発 【2010年度予算：1.9億円】（継続）（p.237 参照）

## ■ 第6節 調査・広報の推進

## ● 具体的施策 ●

## 1. 施策の広報

(1) 冊子類の発行（継続）（p.238 参照）

(2) チラシの発行（継続）（p.238 参照）

(3) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の中小企業者の方々への最新の施策の説明と意見交換等を行う。2010年度は、三重県、福島県にて開催する。（継続）（p.238 参照）

(4) インターネットを活用した広報（継続）（p.238 参照）

(5) J-NET21（中小企業ビジネス支援ポータルサイト）（継続）（p.239 参照）

## 2. 中小企業白書の作成等 【2010年度予算：4.3億円の内数】（継続）（p.239 参照）

## 3. 中小企業実態基本調査 【2010年度予算：3.0億円】（継続）（p.239 参照）

## 4. 中小企業景況調査の公表（継続）（p.239 参照）

